**山地災害危険地区**

　山地災害危険地区とは、山崩れ、地すべり、土石流などによって人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある渓流や山腹について調査を行い、地質や地形などから危険度を判定し、一定の基準以上の地区を把握したものです。

災害の未然防止に役立てることを目的に地区を設定したものであり、土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。また、山地災害危険地区の土地の範囲は、法律で行為等が規制されているものではありません。

山地災害危険地区は、災害の発生形態等によって「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の３種類に区分されます。

山腹崩壊危険地区【市内89地区】

　山崩れや落石等による災害が発生するおそれがある地区のことをいいます。

土石流とは、谷や斜面にたまった土・石・砂などが、梅雨や台風などの集中豪雨により水といっしょになって、一気に流れ出てくるものです。落石とは、斜面にある岩が雨で地面との接着が弱まったり、地震などの振動によって剥離し落下してくるものです。

崩壊土砂流出危険地区【市内27箇所】

　山崩れ等によって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区をいいます。がけ崩れとは、地面にしみこんだ水分が土地の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちることをいいます。また、地震が原因で起こることもあります。

地すべり危険地区【市内にはありません】

　地すべりによる災害が発生するおそれがある地区をいいます。地すべりとは、比較的緩やかな斜面において地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象をいいます。

宮崎県では山地災害危険地区をホームページ上で公開しています。ぜひご確認ください。

山地災害危険地区：https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/shigoto/ringyo/20151018140011.html